

令和8年6月30日

令和8年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和8年6月26日付託分)

附属資料

政策局

目 次

ページ

1	かながわボランティア活動推進基金21条例 新旧対照表	1
2	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表	2

かながわボランティア活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）新旧対照表

改正	現行
<p>第1条・第2条（略） （基金に属する現金等）</p> <p>第3条 基金に属する現金は、次のとおりとする</p> <p>(1) 県が平成4年度に一般会計において一般財団法人神奈川県警友会に対して貸し付けた警友病院建設資金貸付金の償還金及び利子</p> <p>(2) 県が昭和63年度から平成9年度までに一般会計において神奈川県住宅供給公社に対して貸し付けた賃貸住宅建設資金貸付金の償還金</p> <p>(3) 県が昭和53年度から平成12年度までに一般会計において市町に対して貸し付けた住宅資金市町村貸付金の償還金及び利子</p> <p>(4) 基金の趣旨に添う寄附金</p> <p>(5) 前各号に掲げる現金の運用により生じた収益金</p> <p>2 前項各号 に掲げる現金の合計額は、100億円を下回らないものとする。</p> <p>第4条～第7条（略） （神奈川県ボランティア活動推進基金審査会への諮問）</p> <p>第8条 知事は、次に掲げる場合には、その公平性及び透明性を確保するため、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前条第1号の負担又は同条第2号の補助の対象となる事業を決定しようとするとき。ただし、第3条第1項第4号に掲げる寄附金の寄附を行う者が指定したボランティア団体等が行う公益を目的とする事業を、当該者が寄附した額の範囲内で前条第2号の補助の対象となる事業に決定しようとするときを除く。</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>第9条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （財産の種類等）</p> <p>第3条 基金に属する財産は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県が昭和53年度から平成12年度までに一般会計において市町に対して貸し付けた住宅資金市町村貸付金に係る債権</p> <p>(2) 次に掲げる現金</p> <p>ア 前号に掲げる債権の元金償還金</p> <p>イ 前号に掲げる債権の運用により生じた利子</p> <p>ウ 県が平成4年度に一般会計において一般財団法人神奈川県警友会に対して貸し付けた警友病院建設資金貸付金の償還金及び利子</p> <p>エ 県が昭和63年度から平成9年度までに一般会計において神奈川県住宅供給公社に対して貸し付けた賃貸住宅建設資金貸付金の償還金</p> <p>オ 基金の趣旨に添う寄附金</p> <p>カ アに掲げる元金償還金、イに掲げる利子、ウに掲げる償還金及び利子、エに掲げる償還金並びにオに掲げる寄附金の運用により生じた収益金</p> <p>2 前項第1号に掲げる債権の未償還元金及び第2号に掲げる現金の合計額は、100億円を下回らないものとする。</p> <p>第4条～第7条（略） （神奈川県ボランティア活動推進基金審査会への諮問）</p> <p>第8条 知事は、次に掲げる場合には、その公平性及び透明性を確保するため、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前条第1号の負担又は同条第2号の補助の対象となる事業を決定しようとするとき。ただし、第3条第1項第2号オに掲げる寄附金の寄附を行う者が指定したボランティア団体等が行う公益を目的とする事業を、当該者が寄附した額の範囲内で前条第2号の補助の対象となる事業に決定しようとするときを除く。</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>第9条（略）</p>

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例
 (平成24年神奈川県条例第39号) 新旧対照表

改正			現行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間
(略)			(略)		
特定非営利活動法人WE21 ジャパンひらつか	<u>平塚市山下3-22-46</u>	(略)	特定非営利活動法人WE21 ジャパンひらつか	<u>平塚市代官町11番30号</u>	(略)
(略)			(略)		
特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	<u>横浜市中区長者町八丁目125番地</u>	(略)	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	<u>横浜市中区真砂町三丁目33番地</u>	(略)
(略)			(略)		
特定非営利活動法人地域福祉を考える会	<u>伊勢原市桜台三丁目12番1-101号</u>	(略)	特定非営利活動法人地域福祉を考える会	<u>伊勢原市田中256番地の1-301</u>	(略)
(略)			(略)		